

入選 福岡県 田村 拓也 様 (30代 男性)

私は、大学院に通いながら産業医をしている。産業医とは、医療の専門家として、企業の労働衛生について助言を行う仕事である。30歳となり、1年が過ぎようとしていたところ、学生納付特例に関する保険料の追納の案内が届いた。学生納付特例制度とは、学生である場合、一定の条件下に年金の支払いを猶予される仕組みである。そして、保険料の追納とは、10年以内の猶予期間を遡り、追納することで支払い続けた場合と同等の国民年金が受給できるようになる制度である。医学部は6年と長く、大きな金額であるが、迷いなく追納を決めた。

私は、卒業してすぐ、大学病院で臨床研修医となった。臨床医として、目の前に差し迫る命と向き合う情熱や、患者さんの悲しみや孤独感に寄り添う思いやりを持ち、働いていた。産業医となってからは、病院での治療とは異なり、予防医学の視点で働いている。産業医には、やりがいと限界がある。やりがいとは、働く人々が生き生きと仕事をする姿を見ることである。限界とは、防ぎきれなかった傷病に対応しなければならない場合や、健康上の理由で就業が困難となり、就業継続を希望するも調整がつかず、離職してしまうことなど、理想の通りにはいかないことである。

普段より、相談者の身になって感じることを心がけ、まずは共感的態度で傾聴し、自分の身を相手の立場に置き換え、気持ちに寄り添った対応を徹底している。しかしながら、人と職場と仕事の調和を目指す産業医の理想通りにはうまくいかないことがある。働く人々が働き続ける希望を持っているものの、どうしても治療や休養が必要となる限界に直面した経験もある。そうした産業保健の限界と障害年金制度には、深いつながりがある。健康上の理由により就業が困難となり休業制度を使い、その期限までに復職が困難となり、退職を余儀なくされるケースにおいて、障害年金による支援が必要となることがある。労災によるものかどうかによって、労災保険と併用の場合もあるが、労災ではなく私傷病と言われる個人の病気によるものも少なくないため、そうした方の生活の頼みの綱は障害年金となることがある。

企業に属する労働者を対象とした業務を産業医は担当するため、離職後に産業医が関わ

ることはできない。そのため、離職後の生活支援には、産業医は無力になりがちである。

しかし、予防視点で見通した助言は可能である。知っておいてその時を迎えることと、知らずしてその時が来ることは別であり、制度を知ってもらうことで、支える自覚を持つことにつながる。私は、特に大きな病気にかかることなく過ごしてきた労働者にも、障害年金制度について紹介するようにしている。年金制度には、社会連帯の仕組みが備わっている。納める意味を労働者に知ってもらうことで、社会を支えることへの誇りを感じ、誰にも起こりうる事態に備える安心感を持ってもらうためである。障害年金制度により、生活を支える給付を受けられる立場になる方々の多くは、生活を支援するお金の部分だけでなく、社会から支援されること自体に感謝を口にされる。産業医をしていると、年金制度という社会連帯の効果は、金銭的なものだけでなく、孤独感、疎外感、不安感を和らげていることにあるように感じてならない。

学生納付特例期間については、追納が不可能であっても、障害基礎年金は満額で給付される。

大切なのは、加入している状態である。同様、生活が苦しい場合には、免除や納付猶予を活用することで、障害基礎年金は満額が給付される。

私がなぜ迷いなく追納したか、というと、少しでも誰かを支えられるのであれば、喜んで納めたい、そういう気持ちが一番に起こったからである。自分がその身になった時まで感じないことが多いが、年金制度自体、社会が困った方を支えるためにある。世間では、学生納付特例分の追納時には、いくら払っていくらもらえるかというシミュレーションの話が多く議論され、それももちろん個人にとっては重要であるが、私にとっての追納は、社会連帯の責任を果たすためである。

私は、長い学生期間に年金の納付を猶予していただいた。ようやく社会人として独り立ちでき、学生納付特例分を追納するという機会に、社会を支える一員であることに誇りを持ち、喜んで払うことができた。